

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった事態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月25日

檜原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長

食の安全・安心の確立を求める意見書

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめた。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されている。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっている。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくない。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望する。

記

1. 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
2. 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁及び関係省庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
3. 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月25日

檀原市議会

《送付先》

内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
国土交通大臣 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

奈良県にリニア中央新幹線を！中間駅の早期決定を求める決議

平成23年5月、「奈良市附近」を主要な経過地として、リニア中央新幹線の整備計画が、全国新幹線鉄道整備法に基づき決定された。

奈良県は、空港も新幹線もない3県の一つであり、高速道路などの高速交通の国土軸から外れてきた奈良県にとって、このことは、大変大きな前進である。

リニア中央新幹線の開通による交流人口の飛躍的な拡大は、観光や産業・経済など、奈良県民の生活に様々な分野で大きな効果が期待できることから、県内の中間駅は、奈良県全体の発展につながる位置に設置されることが不可欠であり、そのためのグランドデザインを描いていくためには、駅位置の早期決定が重要な課題となる。

現在、事業主体であるJR東海は、東京・名古屋間の詳細なルートと駅位置を公表し、2027年の開業に向けた準備を着々と進めている。一方、京都市・京都府は、京都ルートへの変更の要望活動を活発に行っており、一部の関西政財界にはこれに同調する動きもみられる。

このようなリニア中央新幹線をめぐる現状のなか、橿原市議会は、未来を切り拓くため、次の事項を求める。

記

1. JR東海は、リニア中央新幹線がもたらす様々な効果を最大限に発揮するため、早期に東京・大阪間を全線同時開業すること。また、そのための具体策を早急に検討し、方策を示すこと。
2. リニア中央新幹線のルートは、東日本大震災などの災害の教訓を踏まえ、現在の東海道新幹線とできる限り離し、全国新幹線鉄道整備法に基づき決定済みの整備計画どおりの三重・奈良ルートとし、日本の大動脈を二重化すること。
3. 中間駅の位置が早期に決定されるよう、奈良県内での候補地を一本化すること。
4. 中間駅は、リニア中央新幹線がもたらす効果を、奈良県南部を含む県全体に、また紀伊半島地域にも広く波及させるため、鉄道網・道路網で各地と高い交通結節性を有し、特に奈良県立医科大学附属病院や新しく発足する奈良県広域消防組合との連携に適している大和郡山市に設置すること。

以上 決議する。

平成26年3月25日

橿原市議会

《送付先》

橿原市長 大和郡山市企画政策課